

かまくらFP通信

～気軽に読めて役に立つ

マネー情報をお届けします！～



2021 年

5 月号

特集 2022 年 10 月から、社会保険の適用対象が拡大！

2022 年 10 月以降、パート・アルバイトで働く方は、社会保険（厚生年金・健康保険）に加入しやすくなります。従来、従業員数 501 人以上の大企業のみが対象だったパート・アルバイトに対する社会保険の適用範囲が、中小企業にも広がります。適用対象となる時期は、企業の従業員数により異なります。

- ・ 現在：従業員数 501 人以上の大企業
- ・ 2022 年 10 月～：従業員数 101 人以上の企業
- ・ 2024 年 10 月～：従業員数 51 人以上の企業

新たに加えるには以下の全ての要件を満たす必要があります。

- ・ 週の所定労働時間 20 時間以上
- ・ 月額賃金 8.8 万円以上
- ・ 雇用見込みが 2 か月以上ある
- ・ 学生ではない



社会保険に加入すると、厚生年金にも加入することになるため、将来受け取る年金額が増えます。また、働けなくなったときの傷病手当金、産休時の出産手当金など、保障も手厚くなります。対象かも？という方は、しっかりとお勤め先で確認してくださいね。

? マネークイズのコーナー

近年、副業に前向きな企業が増えてきているといわれています。では実際にどのくらいの企業が副業を認めているのでしょうか？

- 1 39.6%
- 2 49.6%
- 3 59.6%



(答えは裏面にあります！)

△ 今月のお知らせ

5 月の大型連休をなぜ『ゴールデンウィーク』と呼ぶかご存知でしょうか？この言葉が使われ始めたのは昭和 26 年。当時、5 月の連休時期に放映した映画がお正月・お盆を超えるヒットを記録しました。これを受けて、今後もこの時期に多くの人に見てもらいたいと思った映画業界が、ラジオ業界で使われていた『ゴールデンタイム』にあやかり名づけたそうです。



コラム 預金引き出し、本人の意思確認ができないときの対処法！

預金者本人以外の方が銀行預金を引き出す場合は、本人の意思確認が必要です。本人の意思確認ができない場合は、原則、家族であっても引き出しはできません。また、認知症と判断されれば、成年後見人等を付けない限り、その人の預金は凍結されるのが一般的でした。例えば、施設入居が決まったものの、認知症などで本人の意思確認ができない場合は、本人の預金を引き出すことができず、家族の預金から立て替えなければいけなかったわけです。これは家族にとっては大きな負担です。

これを受け、全国銀行協会は、認知症など本人の意思確認ができなくなったときの取引指針をまとめました。指針によると、ご本人の生活費や入院費、介護施設費用など、本人のための支出に限り、代理権のない場合であっても、支払に応じるというもの。手続きの際には、以下のものを持参し、銀行に相談してみてください。

【持参するもの】

- ・預金者本人の通帳・キャッシュカード・お届け印
- ・来店する人の本人確認書類・預金者本人との関係性がわかる書類
- ・使用用途がわかる書類（入院や介護施設費用の請求書など）



A マネークイズの答え

正解：2（49.6%）

マイナビが発表した「働き方、副業・兼業に関するレポート（2020年）」によると、副業・兼業を認めている企業は全体で49.6%。副業を認める企業に対して、転職者は応募意欲が増し、優秀な人が集まる傾向もあるそうです。



編集後記

5月16日は会社を設立して満20年の日でした(^^) コロナ禍の今、外に出かけることもままありませんが天然真鯛の姿焼きに、感謝の気持ちをいっぱいに込めました。（魚焼きコンロに入りきらず困りました^^;）たくさんの方と出会い、いろいろなお話ができることその時間は私共の宝です。

いつも本当にありがとうございます。

還暦を過ぎて、これからの生き方を真剣に考えさせられるこの頃ですが、やはり同じようにゆっくりと一歩ずつ、時代の変化に合わせて、進んでいけたらと思っています。どうかこれからも変わらずよろしくお願いいたします。



発行

株式会社 慶 優

☎ <https://keiyu.jp>

神奈川県鎌倉市小町1-8-21

お問い合わせは ☎ 0467-22-5200 まで！

E-mail ✉ : hirota@keiyucorp.com

